

佐世保市建設工事暴力団対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事等の適正な執行の確保に資するため佐世保市が発注する建設工事等（以下「市発注工事等」という。）から、暴力団又は暴力団関係者の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

(2) 入札参加資格者

佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱に基づく、入札参加資格名簿に登載された者

(3) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条で定義する団体）をいう。

(4) 暴力団関係者

暴力団の構成員、暴力団に協力し若しくは関与するなどこれと関わりを持つ者その他集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの、若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。

(5) 密接な交際

友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊又は、社会的に非難される交際・取引等をしていることである。この場合、偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。

(6) 不当要求

合理的な理由がないにもかかわらず、暴力、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により違法又は不適正な行為を要求し、又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。この場合において、第3号及び第4号に規定する者以外の者が行った行為も含むものとする。

(7) 極めて悪質な事由

極めて悪質な事由とは次のものをいう。

ア 別表1各号における指名除外満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表各号の措置要件に該当する行為を行っていたと認められる場合

イ 指名除外措置を回避することを目的に、措置要件に該当する行為を故意に隠蔽して行ったと認められる場合

ウ 措置要件に該当する行為に起因して、公衆に多大な損害・不利益を生じさせた場合（暴力団組事務所等に利用される物件の建設工事の契約解除勧告に応じず、工事を継続、完成させ、暴力団関係者に引き渡した場合も含まれる。）

エ その他、悪質な事由と判断される場合

(指名除外)

第3条 市長は、入札参加資格者が、別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、佐世保市建設工事暴力団対策会議（以下「対策会議」という。）の議を経て、同表に定める期間、当該入札参加資格者を指名から除外するものとする。

2 市長は、当該入札参加資格者について、極めて悪質な事由があると認められるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表1各号に定める長期を超える指名除外期間を定める必要があるときは、当該指名除外期間を同表各号に定める長期の2倍（当該期間が24か月以上となる場合は24か月未満）まで定めることができるものとする。

3 市長は、指名除外措置の決定において、前2項の規定により難いと判断される場合は、対策会議の議を経て、指名除外措置及び期間を定めることができるものとする。

4 市長は、当該入札参加資格者が指名除外期間の満了時において、当該措置要

件に該当することが確認された場合は、同表に定めるただし書きの期間、指名除外期間を延長するものとする。ただし、当該措置要件に該当することが確認されず、指名除外期間の延長を行わなかった場合でも、指名除外期間の満了時において、当該措置要件に該当していたことが、指名除外期間の満了後3年以内に判明したときは、前項の規定に基づき指名除外措置ができるものとする。この場合、第7項の判断は、当初の指名除外期間と前項に規定する期間を合算した期間により行うものとする。

- 5 市長は、指名除外の期間中の入札参加資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、その時点の指名除外期間（第4項に規定する指名除外の延長期間を含む。）に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長できるものとする。
- 6 指名除外期間の延長は、第10条第2項の確認により終了するものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定による延長後の指名除外期間が2年を経過したときは、入札参加資格者名簿から抹消するものとする。

（指名除外の通知）

第4条 前条第1項から第3項の規定により指名除外を行ったときは、当該入札参加資格者に対しその旨を別紙様式1-1により通知するものとする。

- 2 前条第4項又は第5項の規定により、指名除外期間の延長を行ったときは、当該入札参加資格者に対しその旨を別紙様式1-2により通知するものとする。
- 3 前条第6項の規定により、指名除外期間延長後に指名除外解除を行ったときは、当該入札参加資格者に対しその旨を別紙様式1-3により通知するものとする。

（下請負等の禁止）

第5条 市長は、指名除外中の入札参加資格者が、市発注工事に係る下請負及び受託をすることを認めないものとする。

（不当要求を受けた場合の報告等）

第6条 入札参加資格者は、建設工事等の受注の有無に関わらず、不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）に速やかに警察への届け出を行う義務を負うものとする。

2 入札参加資格者は、市発注の建設工事等に関し、不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、上記の警察への届け出義務に加え、速やかに別紙様式 2 による市への報告を行う義務を負うものとする。

（工事妨害の際の措置）

第 7 条 市長は、前条第 2 項の報告を行った受注業者が不当要求を受けた場合には、その内容に応じて当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

（誓約書の提出等）

第 7 条の 2 市長は、佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 12 条の規定により、建設工事等の契約（下請負等に係る契約を含む。）について、請負業者等に対し、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でない旨の誓約書（別紙様式 3）の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

（対策会議の措置）

第 8 条 市に対策会議を設置する。

2 前項の対策会議は、第 3 条に規定する指名の除外に関する審議を行う。

（対策会議の組織等）

第 9 条 対策会議は、別表 2 に掲げる委員をもって構成する。

2 対策会議は、副市長が主宰する。ただし、副市長に事故あるときは、あらかじめ副市長から指名された者が、主宰する。

3 対策会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 対策会議は、警察の参加を求め、意見を聞くことができる。

（事案の確認）

第 10 条 暴力団関係者であることの確認その他別表 1 に掲げる措置要件に該当するような事案（以下「事案」という。）の確認は、警察からの情報提供及び通報に基づき、確認を行うものとする。

2 期間満了時及び期間延長中における事案終了の確認は、警察からの通報に基づき行うものとする。

(守秘義務)

第11条 対策会議の委員及び関係職員は、対策会議に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(対策会議の事務)

第12条 対策会議の事務は、財務部契約課が行う。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表 1)

措置要件	期間
1. 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が暴力団関係者であるとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。
2. 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員及び使用人又は、入札参加資格者の経営に事実上参加している者（以下「入札参加資格者等」という。）が業務に関し、暴力団関係者を不正に使用している又は使用したと認められるとき。	①使用していると認定した場合は、認定をした日から2か月以上6か月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。 ②使用したと認定した場合は、認定をした日から2か月以上6か月以内とする。
3. 入札参加資格者等がいかなる名義をもつてするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えている又は与えたと認められるとき。	①与えていると認定した日から2か月以上6か月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが

	<p>確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>②与えたと認定した日から2か月以上6か月以内とする。</p>
<p>4. 入札参加資格者等が、暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>
<p>5. 入札参加資格者が、暴力団又は暴力団関係者から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。また、市発注の建設工事等に関し、入札参加資格者が、暴力団又は暴力団関係者から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届け出をせず、かつ市へ報告しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内とする。</p>
<p>6 入札参加資格者が「長崎県暴力団排除条例」第31条第2項の勧告又は、同条第3項の規定による契約解除の要求を受け、正当な理由がなく当該勧告及び契約解除の要求に従わないとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上12か月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>

(別表 2)

対策会議を構成する委員

委員
副市長
水道局長
農林水産部長
都市整備部長
土木部長
港湾部長
環境部長
水道局事業部長
財務部長

(別紙様式 1 - 1)

第 号
年 月 日

宛 名

佐世保市長

佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく
指名除外について（通知）

みだしのことについて、下記のとおり指名除外を決定しましたので通知します。

なお、指名除外期間中は、本市の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止していることを申し添えます。

記

1 指名除外期間

年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）

指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件に該当する場合は、該当しないことが確認できるまでの間、指名除外期間を延長する。

なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが確認されない場合は、入札参加資格の登録を抹消する。

2 指名除外理由

これは、佐世保市建設工事暴力団対策要綱第3条別表1の措置要件に該当する。

3 その他（措置要件6の場合）

貴社が指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認される場合等、極めて悪質と判断される場合は、その時点の指名除外期間（指名除外の延長期間を含む）に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長する。

以 上
（財務部契約課）

宛 名

佐世保市長

指名除外期間の変更について（通知）

さきに、 年 月 日付け 契第 号をもって貴社の指名除外について通知したところであるが、このたび、下記のとおり指名除外期間を変更したので通知する。

なお、指名除外期間中は、本市の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止する。

記

1 指名除外期間

(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (か月間)

(変更後) 年 月 日から 年 月 日以降

当該措置要件に該当しないことが確認できるまで

なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが確認されない場合は、入札参加資格の登録を抹消する。

2 指名除外期間延長の理由

さきに通知した指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件に該当していたため。

(佐世保市建設工事暴力団対策要綱第3条第4項該当)

又は

さきに通知した指名除外措置に関し、指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認されたため。

(佐世保市建設工事暴力団対策要綱第3条第5項該当)

以 上
(財務部契約課)

(別紙様式 1 - 3)

第 号
年 月 日

宛 名

佐世保市長

佐世保市建設工事からの指名除外解除について（通知）

さきに、 年 月 日付け 契第 号をもって貴社の指名除外期間を延長する旨通知したところであるが、このたび 年 月 日以降、当該措置要件に該当しないことが確認できたため、指名除外を解除する。

記

1 指名除外の解除日

年 月 日
(指名除外期間 年 月 日から 年 月 日まで)

以 上
(財務部契約課)

(別紙様式2)

不 当 要 求 報 告 書

佐世保市長 様

会社名
所在地
代表者
報告者・電話番号

印

1. 対象工事

工 事 名	
工事場所	
工 期	
発 注 者	

2. 不当要求の相手等

所属・氏名	
住 所	
応 対 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
応 対 方 法	電話 ・ 面談 (場所 :) その他 ()
応 対 者	(職・氏名)

3. 不当要求の内容

--

4. 警察署への通報 (通報の有無 : 有 無)

通報の日時	
担当者名	
警察の指示等	

(別紙様式3)

工事名：

誓約書

私は、佐世保市が佐世保市暴力団排除条例に基づき、建設工事等において暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 自社及び自社の役員若しくは従業員は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 二 私は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者の該当の有無を確認するため、佐世保市から役員及び従業員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書と役員及び従業員名簿等が佐世保市から長崎県警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が使用する下請負人等が、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者であると判明し、佐世保市から下請契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

佐世保市長 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

代表者の生年月日

年 月 日